

The Development of School-Policy for the Secure Education of the Blind and Deaf in the Early Meiji Period

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/10730

盲聾教育形成期における就学保障の展開

——京都盲啞院の「発展」と「挫折」——

西田美昭

一 はじめに

筆者は前稿⁽¹⁾において、近代日本における障害児教育の国際的・国内的遅れを問題とし、その歴史の意味を問うことに努めてきた。国際的遅れは、イギリスではすべての障害児の就学義務制を一九一七年に整えたのに対し、日本ではつい最近の一九七九年であったことに象徴されており、国内的遅れは、普通教育の義務制開始に障害児教育が遅れること一世紀以上であったことをさしている。

また障害児教育展開のあり方に即して観察すれば、第一に戦前においては盲聾教育が先行し、かつ制度的には盲聾教育以外の精神薄弱・肢体不自由・病弱などの教育は、基本的に放置されたままであったことである。これらの教育は戦後——とくに一九六〇年代以降——の、それぞれの障害に応じた適切な教育をという発達保障思想・運動に支え

られてはじめて全面的な展開に向ったのである。第二に、唯一発展したといわれる盲聾教育も立入って検討するならば、早くからの懸案であった盲聾分離は遅々として進まず、一九二三（大正一二）年の盲学校及聾啞学校令施行にもかかわらず、学校形態としては、盲、啞、学校教育であるという性格を戦前期いっぱい止場することはできなかった。これは斯教育を国が責任をもって推進するという方向が、財政援助の少なさにみられるように極めて弱かったことに起因する。第三に、こうした状況の下での盲聾生徒の状態であるが、一般小学校の就学率がほぼ一〇〇%近くになる一九一〇年代では盲聾生徒の就学率は一〇%前後であり、その後就学率は急速に上昇するもの一九四〇年でもやっと過半となるにすぎない。また就学しえた者も決して「安定」していたわけではなく、唯一の国立校である東京盲啞学校の場合ですら一九〇〇年代までは卒業に至る者より家庭の事情等のために中途退学する者の方が多かった。こうした中途退学者は第一次大戦を画期に急減するものの、中途退学者率それ自体は景気変動と正確に対応しており、盲聾生徒の不安定な就学状態を暗示するといえよう。このことは盲聾教育における就学保障が極めて不十分であったことの反映でもあった。さらに盲聾生徒の卒業後の状態をみるならば、盲生徒の場合は、伝統的な鍼按を中心とする職業につく者が多く、学校それ自体もそのための職業訓練校としての性格を色濃くもったが、聾生徒の場合は、一般的には安定的な職業分野が少く、農業および雑商工業的分野に就職は限られていたのである。盲聾教育関係者の新職業開拓への努力、さらには職業的・人間的自立のための学校教育充実への努力にもかかわらず、こうした状態は戦前期いっぱい続いたのである。

第四に、こうした跛行性をもった障害児教育の展開、さらには唯一発展したとされる盲聾教育の内実を規定したものととして、教育政策当局者の障害差を無視した「廢人」観と、戦前における障害児教育推進のイデオロギーとして主流をなした「無用ヲ転ジテ有用トナシ」という「無用」↓「有用」論を挙げなければならない。前者は、戦前におい

てはついに障害児教育の義務制が実施されなかった——むしろ教育から排除した——ことと深い関連があり、後者は、盲聾教育のみが「先行」し、他の障害児教育は制度的にはほとんど顧みられることがなかったことと関連していると思われる。

筆者が前稿において確認した近代日本における障害児教育の遅れの構造とその歴史の意味はおよそ以上に要約される。そこで本稿では、日本最初の障害児学校であり、かつ今日の水準からはかつても先進的教育を初期において展開した京都盲啞院⁽²⁾のユニークな就学保障とその挫折の歴史の意味を問うことに主眼を置いて考察したい。先進的かつユニークな教育が全体として遅れた日本の障害児教育の中で何故可能であったか、また何故挫折したかを考察することは、近代日本における障害児教育の特質を更に深く把握することにつながると思われるからである。

(1) 拙稿「近代日本における障害児教育の特質」(東京大学社会科学研究所編『福祉国家』第六巻所収)

(2) 京都府盲啞院は、一八七五(明治八)年前後に聾児教育のため上京第一九区待賢小学校内に設けられた瘖啞教場をその前身とするが、古河太四郎・遠山憲美をはじめ、盲児をもつ護王神社宮司の半井貞澄、さらには、区長山田平兵衛・総区長杉浦三郎兵衛らの熱心な働きかけもあり、一八七八(明治一一)年、府立の盲啞院として開業する。その後の盲啞院の発展は後述するようにめざましかったが、財政難から行詰まる。一八八九(明治二二)年、市制・町村制実施を期に盲啞院は京都市の所管に移され再建の途につく。市立となった盲啞院は新しい体制を整えて発展し、一九一三(大正二)年には早くも聾啞部の校舎を新築して事実上の盲聾分離を行ない、一九二五(大正一四)年、盲学校及聾啞学校令の施行を受ける形で京都市立盲学校と京都市立聾啞学校に分離・独立し、名実共に盲聾分離が完成する。その後両校は一九三一(昭和六)年、再び府に移管され、今日の京都府立盲学校・京都府立聾学校に至っている。くわしい経緯については、盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会編集部会『京都府盲聾教育百年史』(一九七八年)を参照のこと。なお本稿では、府立→市立という変遷はあるが、盲啞院時代は京都盲啞院と表記を統一した。

二 京都盲啞院成立の前提

京都盲啞院がわが国最初の障害児学校たりえた要因としては、次の諸点が銘記されなければならない。

第一は、すでに瘖啞教場で聴覚障害児教育に力をそいでいた古河太四郎⁽¹⁾と、府立の盲啞院として出発する上で大きな力があった遠山憲美⁽²⁾が盲啞院設立構想を練ったことの意味である。古河はわが国最初の障害児教育書といわれる「京都府下大黒町待賢校瘖啞生教授手順概略⁽³⁾」の著者であるが、その中で「啞人ヲ教フルノ要点ハ怨ノ一字ニアリ願フニ彼モ亦人子ナリ而シテ言聴ノ二用全ク廃ス他人之ヲ見ルモ猶忍ビズ況ヤ其身其父母兄弟ニ於テヲヤ吾輩教師タルモノ宜シク茲ニ注意シテ満腔側隠ノ心ヲ発シ以テ教示セズンバアルベカラズ⁽⁴⁾」とし、啞人の教育は「側隠ノ心」すなわち「慈悲を体し涙を以て為す⁽⁵⁾」ことを強調している。こうした東洋思想に基づく古河の障害児教育観は、後述する遠山の天賦人權思想に基づく障害児教育観とあきらかに異質のものであったとしなければならぬ。しかし古河の最大の強味は、瘖啞教場で実際に障害児を教える経験を積んできたことであり、その経験が思想に体化していたことであつた。すなわち、「手順概略」の「草稿」では「凡師ノ要領トスル処ハ素ヨリ懇惻ノ情状ヲ備ヘ授クルニ必不具ハ同体ナルヲ欲ス然ラザレバ我ニ鮮義ヲ施コスト雖モ彼ニ了得セサル事多シ⁽⁶⁾」としており、障害児の側に立つて教育に当らなければ効果が少ないことを、すでに体験により見抜いていたのである。また「手順概略」では、古河が独自に考案した手勢も交じえて具体的な教育方法が示されている。障害児教育に対する愛情と熱意、それを支える豊富な教育体験とその体系化が、京都盲啞院開業後の順調な教育展開を可能にした大きな要因であつたことは疑いないところである。

一方、古河とは別に横村正直知事に「訓盲院訓啞院」の設立を強く働きかけていたものに遠山憲美がいた。遠山の建議は次の諸点で特筆すべきものであつた。第一点は、「学制」などの廃人観に基づく障害者観と決定的に異なり、遠山は障害を欠陥とおさえこれを教育により補償することが重要であるとしていふことである。すなわち遠山は「世ノ盲者タリ啞タル者天稟ノ欠機ニ附フルアリ人造愆過ヨリ一種ノ災厄ニ罹ルアリ孰レモ其用器ヲ欠失シテ自ラ其作事ヲ学習スルノ俸ヲ有セサルナリ故ニ之ヲシテ外部ヨリ訓誨シ其欠失セル用器ニ換ルヘキ作働ヲ為サシム之レ天機ノ過レルヲ補ヒ人造過厄ノ科ニ報スル大眼目ナリ⁽⁷⁾」として、障害児教育の目的と意義を簡明かつ明確に認識していたのである。第二点は、遠山が「盲啞其ノ他ノ廢疾ト雖モ元ト天賦ノ才力ハ皆ナ人同シ事ニ臨ンテ之ヲ開働スルモ又タ同シ唯タ耳目言語等ニ至リテ其働キヲ失フノミ必ス他人視スル者ニ非ス廢疾トテ人外ニ処ク者ニ非ス則チ我国土ニ生ラ共ニスル同胞ノ兄弟ナリ豈ニ機具全キ者ヲシテ之ヲ扶助セサシム可ケンヤ⁽⁸⁾」としていふことである。遠山は天賦人權論に基づき、障害者を「人外ニ処ク者ニ非ス」、すなわち「同胞ノ兄弟」と位置づけ、さらに健常者が障害者を援助する義務があることを示したのである。この点は、東洋思想に基づく古河の障害者観とも、「無用」↓「有用」論を主軸とする開明官僚山尾庸三の障害者観とも異なり「一頭地を抜く卓見⁽⁹⁾」と評されている点である。第三点は、遠山が盲啞二校の「官設開拳」を主張していることである。遠山は、「官設開拳」は「人間同胞相共ニ扶助シテ之ヲ成サザル可ラサルモノ」という見地に立てば「必スモ其当ヲ得タルモノト思ハサル」のであり、「世ノ善良ナル人人会社ヲ結ヒテ之ヲ成ス有ルヲ以テ至当トセン⁽¹⁰⁾」としている。しかし「如何ニセン人民ノ卑屈ハ富ム者ニ多ク善良ハ貧者ニ出テ目今ノ景況速モ人民会社上ニ設ルノ目的ナシ⁽¹¹⁾」という現状である以上、「官設開拳ヲ促ス」以外にないというのである。理想を実現する現実的根拠がないことを鋭く見抜いた遠山は、その理想に近づく時間的「猶予」を埋めるためにも「官設開拳」が必要であることを主張したのである。この点は、人民の教育義務だけを定め国家の教育責任を普

表1 京都盲啞院寄附金内訳

神社・仏閣		個人		町中		団体		合計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
84	2,403.50	43	797.55	56	61.25	2	150.00	185	3,412.30

(注)「盲啞院江寄附金品人名取調書」(京盲文書 No. 8「明治十年十二月以降盲啞学校設立一件」)より集計、但し、品物は「代価」をとった。

通教育においてすら否定した「学制」とも、「費用ニ至ツテハ官財ヲ不消費⁽¹⁰⁾」とした山尾の障害児教育構想とも決定的に異なる点であり、一九〇〇年代の盲聾教育に対する国庫補助要求運動⁽¹¹⁾までどこにもみられない見地であった。こうした遠山の「建議」が京都の盲啞院を府立として出発させるに力があつたことは、府知事横村正直がこの「建議」に対し、「文章モヨク建議ノ趣意モヨシ学務課及ヒ総区長へ廻ス思考アレ⁽¹²⁾」と指令していることから確認できる。

古河太四郎と遠山憲美という当時としては全く得がたい人物が京都盲啞院設立に参画したことが、日本最初の障害児学校を成立させたとともに、厳しい環境の中で盲聾教育を軌道に乗せることに「成功」させた重要な要因であつたことは間違いない。

と同時に第二に、京都盲啞院が「府立であり、且つ民立⁽¹³⁾」と評されるような市民の幅広い支持の下で始めて開設されたという事実注目する必要がある。もともと京都盲啞院の直接の前身である瘡啞教場が待賢校内に開設されたことと自体、上京第一九区という町組の古河たちの啞生教育に対する理解と支援なしにはありえないことであつた。京都は全国にさきがけ、明治二年という早い段階で市内に町組を単位とする六十四の小学校を発足させるといふ教育の先進地であり、「学制」発布後は「各町組でも苦しい財政の中で、増加する生徒数や新しい教則に対応して校舎を改新築⁽¹⁴⁾」したというように、町組を基礎とする自治的な教育へのひたむきな取組があつたのである。一八七二(明治五年)、京都を訪れた福沢諭吉をして「民間に学校を設けて人民を教育せんとするは余輩積年の宿志なりしに、今京都に来りはじめて其実際を見るを得たるは、其悦恰も故郷に帰りて知己朋友に逢ふが如し。大凡世間の人、この学校を見て感ぜざるものは報国の心なき人といふべきなり⁽¹⁵⁾」といわしめたほどの普通教育の水準の高さ、全員就学への熱意、それを実現した市内町組の力こそが、全国に先がけて障害児学校を成立させた原動力であつた。

このことは、一八七八(明治一二)年の盲啞院開設の際により明白に現われる。すなわち市内各区は盲啞院の就学奨励のため月一元を分担するとともに、各区を通じて「学齡内ニテ盲啞ナル者⁽¹⁶⁾」の盲啞院への就学督促が行なわれたのである。とくに瘡啞教場を設置していた上京第一九区長や上京総区長の実務を含む献身的協力があつたことは特記しなければならぬ⁽¹⁷⁾。また開業時の資金であるが、古河(教員)と遠山(用掛り)が府雇いで、人件費は府で支出することになったが、他の経費は小学校や他の府の事業と同じく有志の寄附金で賄われねばならなかつたのである。古河らが工夫して作成した教育器械は待賢校から献納されたので当面は問題が少ないにしても、後に述べる就学保障や生徒増加にともなう校舎の建設等に多額の金額が見込まれたのである。表1は、一八七八年九月迄に寄附のあつた分について寄附者を性格別に整理し、集計したものである。この表は史料の頭に符箋があり、そこに「九月中上納済之分今般御賞典御詮議中之部抜書⁽¹⁸⁾」とあることから、寄附金のすべてではないことがわかる。しかし寄附金の六割近くを占めており、ある程度その性格を分析することが可能と思われる。

第一に指摘できることは、総額三、四二二円中、神社・仏閣からの寄附が二、四〇三円と、七割を占めることである。これは東・西本願寺からの各一、〇〇〇円、計二、〇〇〇円が大きい⁽¹⁹⁾。また残り四〇三円は、各宗派の末寺を含む八二件であり、寄附の広がりや大きさを物語っている。第二は、個人の寄附がかなり多かつたことである。豪商三井八郎右エ門の二〇〇円を筆頭に小口のものを含めて四三人から七九七円に上っており、これは両本願寺を別

とする寺社からの寄附額を凌駕する。またこの中には、上京第一九区長を通じての瘖聾教場時代からの聾生教育器械「木彫感覚五十音式百組外ニ必需品百四十二品、代金合四拾貳円三十銭七厘五毛」⁽²⁰⁾が含まれており、町組の経営になる瘖聾教場の遺産の重要さを窺わせる。また開業式当日配られた「赤白祝餅三千組」も生華一瓶とともに総区長惣代杉浦三郎兵衛、田中善右衛門から寄贈されていることが知られるのであり、京都市民の盲聾院に対する熱い支持を偲ばせるのである。第三は、このことも関連して、市中の「何々町中」といわれる町組からの寄附が金額はそれほど大きくはないがかなりの件数あったことである。各区には一円の出金があったことはすでに触れたが、その他に零細とはいえ各「町中」から寄附があったことは、盲聾院への関心が町の隅々まで行きわたっていたことを物語ろう。この他「町中」ではないが、米商会所社中から一〇〇円、米商会所仲買人中から五〇円というように、京の商業団体からの寄附もあった。このように京都盲聾院の寄附者の性格は、多様かつ幅広いものであった。三円以上の「賞典御詮議」の対象となったものだけからも、以上のことが指摘できるのであり、「賞典」の対象ともならなかったと思われる零細な献金が存在したことを考えれば、文字通り京都市民が総力をあげて盲聾院を支援したといえてよい。「民立」と評されるゆえんである。

盲聾院での教育をはじめめるにあたっての古河・遠山という得がたい人物の存在、京都の市中をあげての物心両面に亘る支持、さらには、こうした支持の基礎になった先駆的な全員就学を目ざす小学校教育の発展にみられるような京都の文化的水準の高さ、これらがその後の京都盲聾院の発展を規定した前提であったといえよう。

(1) 古河太四郎(一八四五—一九〇七)は、京都盲聾院長を務め、一八八九(明治二二)年依願免職となる。その後一九〇〇(明治三三)年に私立大阪盲聾院長に迎えられ、一九〇七(明治四〇)年、念願の大阪市立化を果したが、同年逝去。古河とその教育方法については、前出『京都府盲聾教育百年史』(以下『百年史』と略)、中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』、東峰書房、一九六七年、岡本福丸『古川氏盲聾教育法』について(『ろう教育科学』二〇巻一号、一九七八年)を参照。

照。

- (2) 遠山は、京都盲聾院の用掛りに任ぜられたが、開業後まもなく退職している。翌一八七九(明治一二)年、大阪模範学校の開設に参加するが、同校は翌年廃校となっている。その後の遠山の消息は今のところ不明。前出『百年史』、四四頁。
- (3) 一八七八年三月、文部省『教育雑誌』六十四号付録として全国に配布された。前出『百年史』二〇—二二頁に、『教育雑誌』にのった「例言」と、そのもとになった古河の草稿にある「緒言」「教授心得」が掲載されており、それから引用した。
- (4) 「例言」より。
- (5) 文部省図書局『古川氏盲聾教育法』(一九一三年)、四頁。
- (6) 古河のこうした知見は「障害児の側に立って、その要求を容れし、発達を援助する」という現在の理論に似ている(前出『百年史』、二三頁)と評される所であり、その先見性が注目される。
- (7) この建議は有名であり、前出『百年史』『わが国特殊教育の成立』(以下『成立』と略)にも全文が掲載されている。
- (8) 前出、拙稿を参照。
- (9) 前出『成立』三二〇頁。
- (10) 山尾庸三『盲聾学校ヲ創立セラレシメテノ書』(全文は京都市立盲学校・京都市立聾学校編纂『日本盲聾教育史』一九二九年、七一—八頁他にある)
- (11) 一九〇〇(明治三三)年、「盲聾教育に関する建議案」が衆議院で可決されたのをうけて、京都盲聾院の院費のうち四千元の国庫補助を求める請願運動が行われた。(前出、『百年史』九三—九五頁)しかしこれは実現せず、国庫補助がわずかであるが正式に盲・聾学校を対象に行なわれるようになるのは、一九二二(大正一一)年の盲学校及聾学校令制定以後のことであった。
- (12) 遠山の「建議意見之書」の冒頭にこの書込がある。(京都府立盲学校資料室蔵『文盲文書』NO.8、「明治十年十二月以降盲聾学校設立一件」)
- (13) 前出、『百年史』三三頁および京都府立盲学校『京都府盲聾院設立一件』(一九八〇年)の水野サダ子氏の「解説」六一—七頁。
- (14) 前出、『百年史』一五頁。
- (15) 福沢諭吉「京都学校の記」明治五年五月六日(『京都小学五十年誌』一九一八年所収)
- (16) 「京都府知事布令番外第十一号」(前出『百年史』三四頁)

- (17) 上京第十九区長山田平兵衛は、上京第二十九区長服部伝兵衛とともに盲啞院用掛りを命じられている。(明治十一年四月起日誌『京盲文書』NO・9)
- (18) 一八七八年六月一日には総額五、五九六円の寄附があったという報告があるので、ここにあげた金額との差は二、一八四円となる。(明治十一年盲啞学校設立一件『京盲文書』NO・8)
- (19) この史料には登場しないが、他の個所に知恩院一、〇〇〇円、北野神社六〇〇円の記録があり、辻寺の協力の大きさがわかる。(前出、『京盲文書』NO・8)
- (20) 同前。
- (21) 注(18)に示した差額二、一八四円の中にもこうした零細な献金が含まれていたと推定される。

三 就学保障の展開

京都盲啞院の教育がその教授内容において先駆的でありかつ充実していたものであったことは前出『京都府盲聾教育百年史』の叙述に詳しく示されているので、ここでは就学保障の問題にしぼってその特徴をみていくこととした。

京都盲啞院は一八七八年五月開業するが、その後諸規則を制定・改定しつつ急速に整備され、その到達点として一八八四年一月、「京都府盲啞院諸規則」⁽¹⁾が制定される。「初等教育から職業教育を含む中等教育まで具体的な内容に裏付けられた近代教育の体系として、本諸規則は一般教育の視野で評価に耐える」と評されるこの「諸規則」を手懸りに、教育理念とそれに基づく就学保障の具体的展開を検討していきたい。

まず第一に「諸規則」の「主旨」で次のように教育目的とその基本的方法が示される。

本院へ盲啞ヲ教養スル処ニシテ其教科ヲ専脩科普通科ノ二科トシ盲生ニハ二種ノ専脩科ヲ置キ補助学術同工芸ノ二部ヲ数種ニ分チ啞生ニハ専脩科ヲ学術工藝ノ二部ニ大別シ部中ニ数種ノ専脩科ヲ置キ各其補助科ヲ設ケ尙盲ノ四種(第一胎内ヨリ盲トナルモノノ第二襁褓ノ内不注意ヨリ盲トナルモノノ第三中年毀傷又ハ疾病ニヨリ盲トナルモノノ第四微シク開明ヲ弁スルモノ)啞ノ五種(第一胎内ヨリ聾トナルモノノ第二襁褓ノ内不注意ヨリ啞トナルモノノ第三聾ニシテ聾門毀傷スルモノノ第四聾門ノミ毀傷スルモノノ第五中年疾病毀傷ニヨリ啞トナルモノ)等ノ事ヲ識認シテ其種類ト性質ニ応ジ適當ノ教ヲ施シ先ツ普通科ヲ授ケ修業中其性質ノ鋭鈍学業ノ進否ヲ計リ本院ノ見込ト本人ノ志望トニ抛リ学ニ工ニ恰当ノ専脩科ヲ修メシメ以テ食力益世ノ基礎ヲ附与スルヲ以テ目的トシ常人ト交際ノ用ヲ欠カス營生上ニ於テ不便ナカラシメン事ヲ期スルニ在リ

この「主旨」で注目される第一の点は、実際の教育経験から「盲」や「啞」の中でも障害の性質・程度がそれぞれ異なることをはっきり認識し、その上で「本院ノ見込ト本人ノ志望トニ抛」り、方向を決定することにより「食力益世」つまり自活することにより社会に貢献する基礎を与えようとしている点である。「学制」や「小学校令」にみられる廃人観——盲・聾のみならずすべての障害児を一括して廃人とみなす——をはるかに超え、「盲」「啞」それぞれについても一人一人の障害の性質と程度に応じて教育体制を整えようとするこの「主旨」は、京都盲啞院が開校以来充実した教育を展開してきたことの実践的帰結であり、かつ多様な形態で就学保障を充実させようとしてきたことの結果であったといえよう。第二の注目すべき点は、「常人ト交際ノ用ヲ欠カス營生上ニ於テ不便ナカラシメン事ヲ期ス」とする盲聾教育の目的についてである。抽象的には一般児童を対象とする普通教育の目的も「營生上ニ於テ不便ナカラシメ」ることにあるといっているが、この場合の「營生」とは「食力益世」を具体的に可能とさせる職業上の能力を身につけ自活することに他ならない。京都盲啞院が展開した就学保障のあり方は、あきらかに後に述べるようにこの目的に収斂していく性格のものであった。

「諸規則」の就学保障にかかわる条項のうち、まず注目されるのは、第四八条の「上下京区居住ノ者ニ限り啞生滿十年以下盲生滿十三年以下ニシテ其住所本院へ隔離シ且ツ送迎人ナキ向ハ人車ヲ以テ送迎セシムヘキニヨリ願書面ニ書式ノ但書ヲ加フヘシ（自費ヲ以テ組合乗車ヲ請フモノハ此限ニアラス）」とする生徒の送迎規定である。この人力車による送迎は開業時から実施されていたものであるが、盲聾児童の就学を保障する上で極めて重要な役割を果たしたと思われる。送迎の付添として通学させることのできる家庭がきわめて限られていた状況の下で、また通学範囲が小学校の場合よりはるかに広いという条件の下で送迎人力車が盲啞院への就学を促進したことは疑いない。しかもこうした人力車による送迎費用は、先に述べた各区からの募集金によってまかなわれたのであり、地域の支援によってはじめて実現したことが重要である。地域の支援が大きかったことは四条大稿の通行銭を免除することを願った次の史料でも確認することができる。

盲啞院生徒車銭之義ニ付御願

今般深御思召ヲ以盲啞院御設立相成候処該院生徒昇降之節往還乗車ニ而通行致候趣右ハ特別御寛典之御主意ト憶察仕候ニ付而者当区請持四条橋之義者兼而御許容之車銭取立諸車通行為致居候処該院生徒昇降往還之乗車ニ限り車銭取除申度区内協議仕候間此段奉願上候右之趣御聞届被成下候ハ、難有奉存候以上

下京第十五区

杉浦芳太郎

明治十一年七月四日

京都府知事 榎村正直 殿

この願は、同趣旨の総区長の添書が付けられており、史料には知事からの「聴届候事」という許可が示されている。

この人力車による送迎と関連し、開業当初から「手引人」後に「看護人」という付添人制度があったことに触れておきたい。一八七八年四月二六日仮定の「盲啞学校仮校則」の中にすでに「手引人願」の書式があり「右之者此度盲啞学校ニ入学奉願候尤無人又ハ何々ノ事情ニヨリ手引人難相連候間何卒御差廻シ被成下度願上候也」とあることから、生徒に付添って登下校させることのできない家庭への就学促進のための配慮が主な目的であったことがわかる。また「手引人」は送迎の義務の他「手引人心得」第四条に「手引人ノ内毎日一名宛当直ヲ立盲人ノ遊歩ヲ看護シ兩便及ヒ食時ノ行厨等ニ注意スヘシ」とあるように、院内での日常的な生活指導にも当たったのである。一八八〇（明治一三）年四月制定の「京都盲啞院規則教則」では「手引人」は「看護人」と改称され、仕事の比重は院内での看護が大きくなる。さらに一八八四年の「諸規則」では、寄宿舎での監督・看護の仕事も付加わり、看護人は盲啞院教育を支える不可欠の生活指導者という地位を占めることになる。普通小学校と異なりこうした生活介助者が障害児教育では不可欠であることは今日の常識といつてよいが、京都盲啞院は当初からこれを実施したのであり、その先見性に驚嘆させられるのである。これは遠山の「機具全キ者ヲシテ之ヲ扶助セサラム」という考え方の実践とみなすこともできよう。

「諸規則」の就学保障に関する条項の中で注目すべき第二の点は、「第四十六条 入学セント欲スルモノハ既痘済ニシテ滿六年以上滿三十年以下タルヘシ 但特別志願ノ者ニ限り滿四十年ヲ之レヲ許ス」「第五十三条 前条ノ如ク定ムト雖モ赤貧ノ者及滿十年以上ニシテ入学セシ者ニ限り志願ト本院ノ見込ニヨリ普通科三年ノ学科卒業ノ上ハ直ニ専脩科ヲ授クル事アルヘシ」「第五十四条 赤貧滿十二年以上ノ者及滿十四年以上ニシテ入学願出ル者ニ限り志願

ニ抛リ直、ニ専脩科ヲ授クル事アルヘシ」第五十五条 普通科脩業中ト雖モ満十五年ニ至ルモノ及赤貧ニシテ事実止ヲ得サル者ニ限り本院ノ見込ト志願ニヨリ普通学科ヲ欠キ専脩科ヲ兼脩セシムルカ又ハ直チニ専脩科ニ入ラシムル事アルヘシ」第六十条 専脩科卒業後、在院、修学セント欲スルモノハ志願ニ抛リ之レヲ許ス 此場合ニ於テハ勿論工技ニ応シ相当ノ日給ヲ与フルモノトス」第六十一条 専脩科全学期ヲ卒業フルモ猶技術其独立ノ力ニ乏シキモノハ命ンテ院ニ止ムル事アルヘシ」というような柔軟な入学・在院規定である。前稿⁽¹⁴⁾で指摘したように一九三〇年代においてすら盲聾生徒の就学率が低いことに規定され、盲聾学校へは学齢を過ぎて入学するものがかなり存在したのである。また「赤貧」のため盲聾学校にいけなかったり、入学しても中途退学を余儀なくされるものも相当数存在した。明治初期という段階であれば、こうした状況はより深刻に存在したであろうことはいうまでもない。つまり「營生上ニ於テ不便」をしている盲聾者が大量に存在しているという現実、に即して対応したのがこれらの諸条項であったと思われる。

事実、古河らは、一八七八年六月と八〇年五月の二度に亘る「調査」⁽¹⁵⁾により、かかる現実を把握し、赤貧にあえぐ学齢以上盲聾者をして「營生上ニ於テ不便ナカラシメ」ることが盲啞院の一つの大きな使命であることを認識していたのである。前者の調査によれば、京都市内の盲人一四一人(男七八、女六三)中二十九人(男一六、女一三)が無職者であり、二二歳以上の無職者はこのうち二〇人(男二、女八)にも及んでいる。また職を得ていても月平均所得が三円未満のものが多く、六六人(男二九、女三七)に達している。またこのうち二一歳以上のものは、五九人(男二三、女三六)もあった。無職者とこれら低所得者を合せれば九五五人(男四五、女五〇)で全体の六七%と圧倒的多数になる。残りの四六人は三円以上の所得を得ていたが、この層には女子は少なく一三人で、三三人は男子であった。次に京都市内の聾者の場合であるが、六六人(男三五、女三一)のうち無職者は一三人(男五、女八)で、二二歳以上の者

表2 盲人職工生の年齢・収入の相関

収入階	13—19才		20—24才		25—30才		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	
無職	3	7	2	1	3	3	8	11	
1円未満		糸操職	糸操職					1	1
1—2円未満	鍼療	土人形職	按摩業	按摩業・琴三絃業・殊数職	鍼治習中・琴三絃業・扇業・扇職			5	4
2—3 "	鍼治習業	琴三絃指南	鍼治業	身振業	糸暇			3	2
3—4 "			按摩業・箱職 琴三絃指南	糸暇・鍼治業	鍼治業	三味線指南		4	3
4—5 "				琴三絃指南	按摩業・鍼治業 算識講釈	按摩業・仕立物		3	3
5—6 "			病者介抱日稼	鍼治業	鍼治業			2	1
6—7 "					按摩業	琴三絃師匠		1	1
7—8 "			鍼治業			病者介抱日稼		1	1
8—9 "			鍼治業・三絃業		鍼治業			3	
不明			鍼治業					1	
合計	5	10	13	9	14	8	32	27	

(注) 明治十三年五月「盲人職工生名簿」(京盲文書N.26)より集計、収入は1ヶ月平均。

表3 聾人職工生の年齢・収入の相関

収入高	13—19才		20—24才		25—30才		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
無職又は無収入	織職見習・法衣仕立職見習	4		1		3	2	8
1円未満		鹿子職						1
1—2円未満	友禪職	鹿子絞り 2	糸職・金物象眼職	糸職	彫物職・書物仕立職		5	3
2—3 "	織職・水車稼	織職・結鹿子職					2	2
3—4 "	木具職・農業雇入	鹿子絞り	友禪職	織職	箒職		4	2
4—5 "	印判彫職	糸操職			陶器職		2	1
5—6 "	織職	糸操職					1	1
6—7 "		糸寄職						1
7—8 "	扇子職						1	
8—9 "								
9—10 "			土器職				1	
不明	2						2	
合計	12	13	4	3	4	3	20	19

(注) 明治十三年五月「聾人職工生名簿」(京函文番No.26)より集計、収入は一ヶ月平均。

は六人(男三、女三)であった。また職を得ていても三円未満の月額所得しかないものは二六人(男八、女一八)であり、うち二歳以上のものは一六人(男七、女九)であった。したがってこれら無職者と低所得者を合せた人数は三九人(男二三、女一六)で総数の五九%となる。残り二七人の三円以上所得者の内訳は男子二二人、女子五人であり女子はきわめて少ない。盲者聾者とも高齢で無職か低所得のものが多いという現象は明白であったといえよう。

古河らは、さらに盲聾院の工場場(後述)に誰を就学させるかというより具体的目標をもって、一八八〇年五月「聾人職工生名簿」「聾人職工生名簿」を作成している。したがって調査は二三歳—三〇歳の市内の盲・聾者に限られており、先の調査の場合より範囲は限られているが問題意識は鮮明であったといえよう。これを整理した表2、表3によれば、まず「盲人」の場合五九人中無職者が一九人もおり、月収四円未満のものも三人いるので、それらの者の割合は四二人で七一%にもなる。また「盲人」の場合、鍼按業を除けば、安定した比較的高い収入をもたらす職種はきわめて限られていたこともあきらかであった。次に「聾人」の場合であるが、無職者は一〇人(内八人が女子)、四円未満の収入の者が一九人、合せて二九人、七四%になる。また職種は「盲人」の場合と比べて京都の在来産業のあり方を反映して多様といえるが、安定した高収入をもたらすものは、「盲人」の「鍼按」に比肩しうるようなものがないだけにより限られていたことがみてとれる。また一〇歳以上の年長者は、「盲人」の場合で四四人、「聾人」の場合で一四人もおり、盲聾教育を開始しようとするれば、これら「貧困」年長者を対象にせざるをえない現象があったといえよう。「諸規則」の柔軟な入学・在院規定は、こうした古河らの「調査」に基づく現実認識とその実践から生まれたことは疑いないところであり、「営生上ニ於テ不便ナカラシメ」ようとする京都盲聾院の教育目的にも合致しているのである。

「諸規則」の中で第三に注目されるのは、「管費規則」である。主要条項は次のとおりであった。

第四百四十五条 貸費生ヲ分ツテ三等トナス左ノ如シ

一等貸費生 一ヶ月金五拾錢以上壹円五拾錢未満ヲ貸与ス

但不動産雇入人共アルモノハ許サス

二等貸費生 一ヶ月金壹円五拾錢以上貳円五拾錢未満ヲ貸与ス

但両親健全不動産アルカ又ハ雇入人アルモノハ許サス

三等貸費生 一ヶ月金貳円五拾錢以上三円五拾錢未満ヲ貸与ス

但赤貧無告者ニ非サレハ許サス

右貸与額ハ尤モ物価ノ高下ニヨリ各等定額内ヲ斟酌シ其金額ヲ一体スヘシ(假令ハ一等壹円二等貳円三等三円トナスノ類)

第四百四十六条 管内ノ入舎生及通学生トモ将来成業ノ見込アルモノニ限り出願ノ者ハ實際取糺ノ上貸与スヘシ

第四百四十八条 貸費生ノ内盲生専脩科ヲ修ムル者ノ如キ成業上ニ非サレハ其貸費償却ナシ難キ者ハ詮議ノ上滿五ヶ月ヨリ少

カラス百ヶ月ヨリ多カラサル割合ヲ以テ卒業ノ上相当ノ条約ヲ立納資セシムルモノトス

但補助工芸部ヲ兼脩セシメ其工料ヲ以テ可成丈ケ貸費ノ償却ヲ計画ナサシム

第五百十条 疾病ニ罹リ在舎療養スルモノ及本院ヨリ命スル所ノ医師ノ診断ニ由リ下宿或ハ病院ニ入ラシムル者ハ貸費ス 若

シ薬餌費等自弁スル能ハサル者ハ詮議ノ上貸附スル事アルヘシ 二ヶ月ヲ経テ痊サルトキハ臨機処分スヘシ

第五百十三条 工芸部各科修業中年月ノ浅深ニ拘ハラズ教師ノ見込ニヨリ詮議ノ上工料トシテ左ノ等級ニ分チ日給ヲ与ヘ貸費

生ニハ償却ノ一端ニ供ヘシムル事アルヘシ

十等工 日給 金壹錢、九等工 同貳錢、八等工 同三錢、七等工 同四錢、六等工 同五錢、五等工 同七錢、四等

工 同十錢、三等工 同拾五錢、二等工 同廿錢、一等工 同廿五錢以上

先に述べたように、一ヶ月の一人当収入が二〜三円という時期に、三円前後と推定される寄宿舎費を支払い在学す

ることはきわめて困難であつたのであり、一等から三等まで資力によって区分し貸費するこの制度が盲啞院への就学を保障する重要な方策であつたことは明白であつた。古河は早くから貧富の差により就学が左右される状況を憂い、これを打開しようとする考えをもつていた。すなわち、開業後間もなく市内だけでなく郡中からも生徒を募集したいと願つた上申書⁽¹⁸⁾の中で、古河は「苟モ資力ニ乏シキモノハ心ニ就学ヲ冀望スト雖モ入院ナスコト能ハサルカ如シ而ルトキハ素ヨリ資力アルモノヲ保護シ資力乏シキモノハ却テ廃棄ニ陥ラシムルニ至ルヘシ此ノ如キハ実ニ該院設立ノ御趣旨ニ反スル処ナレハ宜シクコトニ注意シ必無力者ヲ扶助シ就学ナサシムルノ計ヲ尽サスハアラサルナリ」と、「資力之シキモノ」の「扶助」による就学の必要を力説しているのである。きめ細かな貸費生規則の背景にこうした古河の社会観があつたことに注意しておきたい。

「貸費規則」で注目される第二点は、第四百四十八条にみられるような貸費の償還計画についての規定である。貸費である以上またその資金に限りがある以上、償還を順調になさしめない限り、この制度が円滑に作働しないことは明白であつた。もちろん貸費償還が直ちには困難であるものには「相当ノ条約ヲ立納資」させる寛大な規定もあり注目されるが、盲啞院を卒業しても一般的には高収入を期待しえない以上、償還計画は不安定たるを免れないのである。そこで考え出されたのが「補助工芸部ヲ兼脩セシメ其工料ヲ以テ可成丈ケ貸費ノ償却ヲ計画ナサシム」という工芸部での就学を貸費償還とリンクさせる方式であつた。工芸部は、もちろん貸費償還のためにできたものではなく、職業教育を行うことで「當生上ニ於テ不便ナカラシメ」ることを目的としていた。しかし、京都盲啞院の場合こうした職業教育と就学保障制度である貸費制度をリンクさせたところに特徴がみられるのである。そこで工芸部の内容と貸費制度との結びつきを今少し具体的にみておきたい。

この構想も古河が早くから検討していたものであつた。すなわち古河は盲啞院開業にあたり「上等ノ者ハ予科及工

表4 市内職工事情調査 (1878年7月)

職工名	盲聾見込	適性	才覚中	凡修業年	常業月	修業ハニアル	中シツカ	トメテカ	離	其均	一日平	成業上	一年巧者ニ	至ル後一日	平均賃	家々ニ就キ聴合セシ名所	備考
										均	賃	日	平	賃			
撮影	亞	○	3	年	1	年	25	30	50以上	寺町御池	酒井庸造						
篆刻	亞	○	10	"	5	"	12.5	25~50	75	寺町四條上ル	服部文造						
銅版	亞	○	3	"	1	"	12.5	25	30以上	綾小路間ノ町東入	石田才次郎					(1)	
指物職	亞	○	7	"	3	"	10	25	30 "	寺町御池上ル	久田藤兵衛						
洋服仕立	亞	○	5	"	2	"	15	25	30 "		沢田作兵衛						
活版摺	亞	○	3	"	3ヶ	月	10	25	30 "	東洞院三條上ル	村上勘兵衛						
製靴	亞	○	3	"	半	年	6	25	30 "	製靴場							
帽	亞		3	"	"		6.25	25	30 "	黒門通上長者町上ル	西村半右衛門						
時計直シ	亞		5	"	1年	半	10	25~30	50	綾小路東洞院東入	岸田藤七						
塗師職	亞		7	"	3	年	15	25	30以上	麩屋町六角下ル	木村表齊						
籐張	盲	○	2	"	半	年	5	25	30~50	宮川筋六丁目	龜山豊次郎						
一閑打	亞		3	"	1年	半	15	25	30	寺町押小路下ル	山本彦兵衛						
椿繪	亞・盲		1	"	3ヶ	月	4.5	22.5	27	授産所							
蒔繪	亞	○	3	"	半	年	6.25	20~25	30~50	麩屋町綾小路下ル	鈴木喜兵衛					(2)	
陶器	亞	○	5	"	1	年	10	20	30以上	粟田 丹山, 同 錦光山, 清水	幹山						
繡筆	亞(女)	○	6	"	2	"	6.25	20	25	衣棚二條上ル	奥田源兵衛						
筆	亞		3	"	1	"	6.25	20	30	三條白川橋西	川島左柳						
紙漉	亞		1	"	5ヶ	月	10	20	25~30	授産所							
洋服洗滌	亞		3	"	1	年	10	20	25	河原町二條上ル	西代嘉助, 川端夷川						
挽物職	亞・盲		3	"	1	"	8	20	25以上	下ル 村田幸七							
椅子職	亞(女)		3	"	半	年	6.25	18	25	堺町二條上ル	小椋治郎兵衛					(3)	
翠簾	亞(女)		2	"	"		6.25	18	20	麩屋町松原下ル	松井常七						
										寺町松原下ル	吉井小三郎						

盲聾教育形成期における就学保障の展開

説

編緞	亞		2	"	"		5	16	20以上	三條御幸町西入	太田源兵衛					
蒔繪	亞	○	3	"	"		5	15	20	押小路御幸町西入	浅野友七					
紙張	亞		半	年	2ヶ	月	5.4	15	18	授産所						
染眼	亞		5	年	2	年	8	15	25以上		佐野清助					(4)
友染	亞		3	"	1	"	6.25	15~20	25 "	油小路三條下ル	川島幸助					
蠟燭	亞・盲	○	1	年	1	"	10	15	25	仏光寺柳馬場東入	佐々木源兵衛					
扇子	亞		3	年	半	年	6.25	15	20以上	五条寺町西入	乘阿弥兵四郎					
判木	亞	○	3	年	1	年	10	15	25	寺町二條下ル	川井仙右衛門					
和服仕立	亞(女)	○	5	"	1年	半	6.25	12.5	15以上	数軒ナレハ名所ヲ略ス						
活版字拾	亞		半	年	1ヶ	月	10	12.5	15	東洞院三條上ル	村上勘兵衛					
團扇	亞		3	年	半	年	4	12.5	15	建仁寺町五条上ル	木村藤助, 新宮川					
金銅織	亞		半	年	1ヶ	月	6	12.5	25	筋五条上ル	住井善太郎					(5)
砥石切	亞	○	1	年	半	年	6.25	12.5	18	堀川六角	中村五兵衛					
メンダンツウ	亞(女)	○	2	"	2ヶ	月	3~4	10	15	寺町万寿寺下ル	平田幸介					
ゆのしり	亞(女)	○	3	"	半	年	6.25	10~15	20以上	上京六区 女紅場, 上京拾四区 女紅場						
玉磨り	亞・盲		1	年	1ヶ	月	2.5	10	15 "	新町六角上ル	吉崎治三郎					
シガレット葉巻	亞		5	ヶ	月	10	日	3	6	六角御幸町西入	向与兵衛					
真鍮	亞		1	ヶ	月	即	日	5	6	高辻寺町西入	村上庸次郎					
芋縄	亞		2	年	2ヶ	月	3	6	8 "	植木町猪熊東入	西村政吉					
陶器ゴス摺	亞(女)		1	ヶ	月	即	日	4	5	五条伏見街道東入	小原四郎兵衛					
籐細工	亞		2	年	半	年	4	4	25以上	粟田 丹山, 錦光山, 清水	幹山					
織油	亞	○	5	年	3	年				建仁寺町四條下ル	粟村平七					
										織工場 西陣数軒						
										下河原 田村宗立						

(注) 「明治十二年諸例」(京盲文書No.19)より作成。
 (1) 「此同職中ニ盲ノ精巧者アリト云ヘリ」
 (2) 「宮兵衛ノ先代亞ニ此職ヲ授ク至ツテ精巧ナリト云ヘリ」
 (3) 「石橋編挽行人ニナサシメント欲シ賃料即合スト且モロクロ挽物同一物ニテモロクロ挽キノ賃銭別ニ判別シ延キ由」
 (4) 「此家ニ亞者アリ十三歳ニシテ雇入トナリ既ニ九ヶ年ヲ歴タリ精巧且速ナルコト実ニ常人ニ優レト云ヘリ」
 (5) 本文中に引用文あり

芸ヲ授ケ、活計ノ道ヲ得セシムルヲ要ス」と父兄等に力説しており、盲啞院設立の大きな目的の一つが職業教育であることを表明していた。古河は開業後、この職業教育を具体化するため「授業の寸暇に実地調査を行ない」、その構想を固めていく。「実地調査」の内容は二つあり、一つは先に示した市内の「盲人」「啞人」の職業・生活実地調査であり、もう一つは盲聾者に授職するための市内の職種別実地調査であった。表4に示したようにその調査は詳細をきわめ、明治初期の職人層の実態を示すという意味でも貴重なものである。この調査の第一の特徴は、調査が四五職種五人一人に及んでいることである。これは「其技芸ノ得失長短ヲ酌量シ一技専門世ニ耻ツルナキノ業ニ就カシメ大ニ生活ノ要路ヲ開達シ之レヲ立ツルノ効ト之レニ就クノ益ト合フテ千歳ノ美拳ヲラン事ヲ欲」という問題意識のもとに「百工諸職ノ名簿ヲ一閱シ不具者適応ノ職名ヲ拔萃」したからであった。「不具者適応ノ職」が経験的にも不明の段階であっただけに調査は広範に亘らざるをえなかったのである。第二は、調査項目が修業年限・賃金に集中していることである。これは盲啞院が盲聾者に「授職」するにしても、その能力を獲得できる期間が問題となるし、またそれによって「活計ノ道」が得られるかどうかの問題であったからに他ならない。この調査への註記として「別ニ度量、衝、毛植細工、張物職、銘刺、鹿子絞、等 右薄利ナレハ詳細記スルニ及ハス之レヲ略ス」という記載が二ヶ所あることからそのことは知られるし、実際「成業上一日平均賃銭」も二〇銭以上のものが多く、これは月平均五円以上となることから、月平均せいぜい二〜三円を得るにすぎない盲聾者の生活向上をめざすための調査であったことが確認できるのである。第三は、この調査が市井の人々の協力の下に実施されたことである。「家々ニ就キ聴合セシ名所」という調査項目が協力してくれた人々を示すが、概して好意的であったと思われる。中には、金細織の中村五兵衛の場合のように、「此職五兵衛ノ聊発明スル処ニシテ盲者ノ為メニ実ニ適任タリト云ヘン然リト雖トモコレヲシテ盲者ノ職トナストキハ彼レカ利益ヲ奪フニ似タリト愚慮セリ即此表面に載スル処ノ賃銭ハ仮ニ称スル処ニシテ

其実ヲ糺タスニ利益ノ多キ事啞者ノ上等職ニ優レリア、如何ニスベキヤ」と古河を悩ませる程内情を正直に教えてくれるものもいたのである。その後も盲聾者への適職探しでは協力してくれる市井の人々がいたことは、製墨・製筆を業とする熊谷久兵衛（鳩居堂）が盲啞院の問合せに対して「製墨ノ事ハ他ノ職ト異リ生徒ノ智愚ニ係ラス進歩捷速ニシテ工銭モ格外ニ貴ク候得ハ啞人ニハ至極適当ト存候」とした上で、「此製造ニハ多少ノ機械其他場所ヲモ要スレハ御院中別ニ設建候ヨリ先差当り私方へ御遣シ相成候方御便宜ト奉存候」と親切に回答している例からも推察されよう。

この調査を基礎に古河は、さらに盲聾者の適職を絞り教授見込を立てている。この表5と先の調査を比較してまず気が付くことは、「盲人」「啞人」に盲啞院の工場場で教授するに値する適職として「啞」一四職、「盲」三職を挙げているが、修業をはじめ比較的早く賃金が得られ、かつ成業後の賃金も最低でも一日一五銭以上、多くは二五銭以上を得られる職を選んでいることである。これは古河らが単に適職を探すというだけでなく、盲聾者に「活計ノ道」を得させること、つまり人並に自活できるようにという視点から選んだ結果といえよう。第二にこの表に示されているように、実際に盲啞院に工場場を設けた場合の用具料、教師の月給、具体的な教師名を挙げ、その運営の見込を示していることである。古河達の計画は周到であり、製品原料の仕入・売却にも意を用いている他、教師を選定するにあたって「人物モ懇篤亦教師ニ相適スルモノ」を挙げているのである。比較的安定した収入が得られ、かつ工場場の運営にも無理がない職種を選定しようとする古河らの計画が示されているといえよう。

古河らはこの「授職見込賃金及教師雇入月給表」をはじめとする諸調査を添えて、一八七九（明治一二）年一月、「盲啞教育ノ緊要タル職工場ヲ開設シ盲啞工場ト名称仕度」という工場開設伺を知事宛に出し認められるが、独特なのは工場場の運営方針であった。すなわち「工学授業中給費及納資表并規則」によれば、工学生一人当りの収支

表5 授職見込賃金

職 名	始メテ賃ヲ得ル月	凡三年ニシテ平均一日得ル処賃金	用具一組料
(亞)			
製 墨	1年 6銭	30銭以上	師ヨリ弁ス
製 筆	1" 3"	20" "	同
銅 版	1" 10"	25" "	50銭
蒔 絵	半" 10"	25" "	50"
指物和木・唐木	1" 8~9"	25" "	交 1円
扇 子 歩 金	100日 20"	50" "	1"
扇 子 一 式	100" 5"	25"	交 4円05銭
判 木	1年半 5"	15"	交 50銭
結	1年 10"	20" 以上	二三 50"
メンダンツウ	50日 10"	100日 15"	3円50銭
友仙糸目糊置	1年 10"	25"	1円
銅板木版摺リ	3ヶ月 20"	30"	交 34円
活 版 摺 物	半年 6" 以上	25" 以上	器版高価ナレハ姑
織 物			織物ニヨリ年期賃金各異ナレハ略シテ表面ニ載セス
(言)			
金 鉤 織	1ヶ月 6銭	半年 15銭	凡 30円
藤 細 工	1年 10"	25"	1"
蠟 燭 考	1年半 10"	20"	交 7"
備 考	(1)	(2)	(3)

(注) 「明治十二年諸伺」(京市文庫No.19)より作成。

備考の(1)には「始メテ賃ヲ得ルノ年月ト其一日ノ賃金」、(2)には「諸職トモ成業三年ト見做シ成業上三人用アリ、又ハ老ト組ノ内過半二人ノ交用ナル分ハ其表中ニ二三交等ノ朱印ヲ附ス」、(4)には「教師ハ教授中教師ノ職品代料モ7賃トナシ△際アルハ其成品代料教師ノ得分トナスノ約アルモノナリ」、(5)示シ其余ハ大抵弟子ヲ以テ指導ナサシメ教師時々来場シテ親視スルノ見込ナリ又独力アルハ只後練習精工ナルモノニシテ人物モ思篤亦教師ニ相適スルモノヲ挙ク」という注記がある。

また、原史料には「受附」「売捌」という欄があり、いずれも「師」となっていてその注記には「開場於テ自然不都合ナ損耗ヲ償シ校テハ不相当事ニ付置ノ処先該件ハ教師ニ委託シ万端を得ノ上ニテ更ニ該

ので、結局生徒の稼高と食料費と生徒への賃金支給高の差は四一円六〇銭ということになる。そしてこの差額は「教師給料該場ノ資費ニ充ツル者」として、つまり工学場の運営費に当てられるのである。これは工学場の自主運営計画といてよい性格のものであった。もちろん工学場の建設費が別に必要であり、食料費も当初は稼高がないので「御立換置被下

及教師雇入月給表

月 給	教師及其弟子付添ノ年月	教 授 引 受 人
無 給	附 添	鳩居堂
同	同	同 人
□ 25円	二ヶ月師其余弟子	綾小路間ノ町東入 石田才次郎
□ 10"	半季師其余弟子	駄屋町綾小路下ル 鈴木喜兵衛
□ 6"	二年師其余独力	寺町御池上ル 久田藤兵衛
□ 12"	附 添	御影堂 乗阿弥兵四郎
△ 10"	同	同人
△ 5円	同	堀川二条下ル 井上治兵衛
□ 9"	半年師其余弟子	衣棚二条上ル 奥田源兵衛
□ 4"	一年師其余独力	上京六区女紅場
△ 5"	附 添	油小路三条下ル 川島幸介
□ 10"	一年師其余弟子	建仁寺町五条上ル 木村藤助
ラク見合スベシ		村上勘兵衛
△ 6円	附 添	堀川六角 中村安次郎
□ 13"	一年師其余弟子	下京廿区西御門町 渡辺清三郎
□ 4"	附 添	仏光寺柳馬場東へ入 佐々木源兵衛
(4)	(5)	(6)

平均一日ニシテ得ル処ノ賃金」、(3)には「諸職工トモ其業ニ関スルノ用器几疋ト組代金、但老人組成人用アリ雇入ノ給与トス若シ其弟子ノミヲ以テ教授ナストキハ大抵其給分半額又ハ三分一ヲ与フモノトス、又□際アルには「附添トアルハ半年期中教師生徒ニ親授スルモノトス幾月師其余弟子トアルハ初メ教師親シク工業ノ基ヲ教ヲ以テ成業ニ至ルモノナリ」、(6)には「自ら教師トナルモノアリ又ハ我弟子ヲ撰ヒ師トナスモノアリ何レモ該職

ノ后凡一ヶ月間ハ係員諸職ノ内不手馴ノ事モアルヘシ故ニ注文受附及成品売捌方元賃遣ヒ品買廻シ方等ニ場係員ニテ取扱フモノトス」とある。

が示されている。初年度は見習期間で生徒の稼高はなく、二年目は一日一〇銭、二六〇日稼働で年二六円、三年目三九円、四年目五二円で計一七七円、これに対して食料は初年度から一日五銭で年に十三円づつかかりこの合計が五二円、さらに二年目からは「工学上得ル所ノ賃金五分ノ一」を直接生徒に支給することにしてこの合計額が二三円四〇銭になる

表6 京都盲啞院生徒数の

	普通学科						工 学		
	盲 生			啞 生			盲 生		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1878	14	6	20	23	13	36			
79	17	6	23	25	17	42			
1880	18	8	26	33	19	52	2	4	6
81	19	8	27	38	19	57	2	4	6
82	12	12	24	40	24	64	3	6	9
83	14	8	22	37	24	61	10	5	15
84	16	9	25	43	28	71	9	6	15
85	5	3	8	39	16	55	28	14	42
86									
87	6	—	6	24	16	40	22	13	35
88									
89	7	—	7	18	5	23	17	14	31
1890	7	—	7	26	8	34	22	13	35
91	8	—	8	35	16	51	25	10	35
92									
93	11	2	13	45	14	59	15	10	25
94	11	2	13	45	15	60	17	15	32
95	12	2	14	45	16	61	15	16	31
96	10	4	14	53	20	73	10	9	19
97	12	5	17	59	20	79	7	10	17
98	9	4	13	68	29	97	11	13	24
99	16	8	24	75	35	110	13	13	26
1900	17	3	20	80	38	118	20	18	38

(注) 1) 1878年—1881年は「自明治十一年五月至明治十四年十二月盲啞院一覽」(京盲文出No.7) 1882年
 2) 1882年は生徒総計は112名となっているが、卒業生9名が含まれているので、それを除いた数値

した「貸費規則」中の「補助工芸部ヲ兼脩セシメ其工料ヲ以テ可成丈ケ貸費ノ償却ヲ計画ナサシム」という条項がそれを示しているのである。

要するに「盲啞教育ノ緊要タル職工場」として位置づけられた工学校は、「本院工学科ヲ設クル者ハ盲啞生各其材質ニ応シ一技専修ノ工事ヲ授ケ自己食力ノ途ヲ開キ終身父兄親族ニ倚頼スルノ旧習ヲ免カレシメンコトヲ旨トスルナリ」とあるよ

推移 (1878—1900年)

単位：人

科			生徒総計								
啞 生			盲 生			啞 生			合 計		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
			14	6	20	23	13	36	37	19	56
			17	6	23	25	17	42	42	23	65
1	3	4	20	12	32	34	22	56	54	34	88
1	3	4	21	12	33	39	22	61	60	34	94
2	4	6	15	18	33	42	28	70	57	46	103
13	5	18	24	13	37	50	29	79	74	42	116
13	5	18	25	15	40	56	33	89	81	48	129
22	20	42	33	17	50	61	36	97	94	53	147
			28	12	40	43	24	67	71	36	107
17	8	25	28	13	41	41	24	65	69	37	106
			24	18	42	32	19	51	56	37	93
12	2	14	24	14	38	30	7	37	54	21	75
9	2	11	29	13	42	35	10	45	64	23	87
6	1	7	33	10	43	41	17	58	74	27	101
			31	13	44	46	16	62	77	29	106
3	1	4	26	12	38	48	15	63	74	27	101
4	1	5	28	17	45	49	16	65	77	33	110
6	2	8	27	18	45	51	18	69	78	36	114
6	1	7	20	13	33	59	21	80	79	34	113
5	7	12	19	15	34	64	27	91	83	42	125
7	6	13	20	17	37	75	35	110	95	52	147
10	5	15	29	21	50	85	40	125	114	61	175
12	8	20	37	21	58	92	46	138	129	67	196

からは各年「学事年報」より集計。を示した。

「度分」として扱う他はなかつたのであるが、将来は工学校の独立採算が立つ見込であった。先に比較的安定した賃金が得られる職種を工学校場の「授職」科目にしようとしていることを示したが、そのこともこうした独立採算計画と関係があったと思われる。

またわずかではあるが生徒に直接賃金を給する点については、賃金の償還計画と密接な関係があったことはいうまでもない。先に示

うに自活のための手段を授けるといふ職業教育を第一の目標にしていたことは疑いない。が同時にその工学場の維持方法を授職過程で得られる「工料」を基に立て、さらに「工料」の一部を生徒に支給することにより、就学保障制度の一つの柱である貸費制度をも円滑に運営できるように企図したところに大きな特徴があったのである。工学場の開設が就学保障と結びつけられている点をここでは強調しておきたい。

一八八〇（明治二三）年六月には「工学場仮規則」が制定され、九月には「聾生に男は銅器彫鐫・銅板、和木指物、女子には刺繍の指導が本格的に開始」⁽³¹⁾され、盲生にも「十一月紙摺細工が採用」⁽³²⁾された。翌一八八一（明治一四）年には、工学場の建物も整い「七月聾生に唐木指物に加えられ、十一月末盲生に按摩、琴・三弦・鼓弓・琵琶、籐細工・織物・紙製織物」⁽³³⁾が認められたという。このことは「明治十四年十二月学事年報」によっても確認できる。⁽³⁴⁾つまり工学場が実際に機能し始めたのである。

こうして京都盲聾院は、人力車による送迎をはじめとする介助者制度、柔軟な入学・在院規定、貸費制度、さらにはこれを支える工学場の設置という今日からみても注目すべき就学保障制度を実施したのであった。では京都盲聾院の就学の実態はどうであったか。表6は、盲聾院の生徒数の推移を示したものであるが、開業当初五六名であった生徒は毎年増加し、「松方デフレ」期間中もその増勢は衰えず、一八八六（明治一九）年一月には一四七名と三倍近くになっている。これは一八八五（明治一八）年に文部省に移管され国立となった東京の訓盲聾院の生徒数が、八六年でもわずか三五名⁽³⁵⁾であったことと著しい対比をなす。京都盲聾院の就学保障制度の成果であることは明白といえよう。

また生徒の就学状況に立入ってみるならば、普通学科と工学科を兼修する者がきわめて多く、八三年一月調で生徒数一〇三名中九五人が、八四年一月調で一六名中八四名が、八五年一月調で二九名中七六名が、八六年一月調で一四七名中七八名が兼習生であった。⁽³⁶⁾工学科を兼習すること自身が就学保障につながるものであることは、古河らが

よく認識していたところであり、一八八〇（明治二三）年九月には次のような「伺」⁽³⁷⁾を出している。

本院職工生滿拾三年以上之者ハ一日金五錢半日金式錢五厘ツ、ヲ給与シ工錢八錢以上ヲ得ルニ至レハ其工錢ノ五分ノ一假令ハ拾錢ヲ得レハ金式錢ヲ日々給与定額ノ上ニ差加ヘ附与相成候様同済之処中ニハ赤行⁽³⁸⁾之者ハ十三年未滿ト雖モ一日モ速ニ職工ニ着手為致度右等規則外之事ニ候得共事情不忍処モ有之候ヘハ滿十三年迄之処ハ一日金三錢半日香錢五厘之割ヲ以テ附与相成度此如奉伺候也

但十三年未滿之者ハ職工ニ着手為致候共猶職工入学ノ年限ハ更ニ滿十三年より滿四ケ年ヲ以テ計算之積ニ御座候作併右等赤貧⁽³⁹⁾之モノ十三年未滿ニシテ職工ニ着手為致候儀ハ定額之給与外ニ尚工錢五分ノ一ヲ得ル事一日モ速ナル事ヲ欲シ候故ニ御座候也

十三年九月 盲聾院

つまり、規則⁽³⁸⁾では二三歳以上でないと工学生になれないことになっているが、「赤貧」のものには二三歳以下でも工学生に採用して幾分でも給与し、さらに一日でも早く工料の一部を定額給与に上乘せたいというのである。「赤貧」の生徒の就学を工学生にすることで保障しようとする意図はあきらかであった。そして一八八一（明治一四）年七月二〇日には、実際に「工学就業年令ニハ未滿」⁽³⁹⁾の生徒を、「明治十三年父病死其後母ノ養育ヲ以テ日々出仕居候元来貧家之上父病死候ニ付テハ目今母ノミ勞力ヲ以テ母子ノ生計ニ相困ミ居候ニ付」⁽⁴⁰⁾という理由で「工学就業之儀」⁽⁴¹⁾を伺い、翌日決裁されている。工学場の開設は、「赤貧」の生徒の就学を実際に保障したのである。

盲聾院の教育が軌道に乗りつつあった一八八一年の「学事年報」⁽⁴²⁾では、「仮設ノ学課ヲ卒業スルモノ既ニ九名其佗疾病事故アリテ日課ヲ欠クモノニ非スンハ年々進級ノ結果ヲ見サルモノナシ実ニ進歩ノ迅ナル想像ノ外ニ出タ

リ」と盲啞院の教育成果を驚きをもって報告するとともに、工学校設置の効果についても、「十三年九月盲啞ニ授クルノ教職ヲ蒐メ各生徒ノ性質ノ鋭鈍ヲ量リ各適応ノ職業ヲ撰ヒ試ニ教授スル事效ニ一ヶ年今日ニ至リ其成功ノ目途アルモノ、疾々輩出ス」と報告している。工学校設置の効果は目を見張るほどであったのであり、「学事年報」も、「此現況ヲ以テ之レヲ推セハ将来ノ結果ヲ得ル事明ナリ因テ今ヨリ尚現今教授ノ職業ヲシテ各生徒ノ本業トシ之レカ確定ノ規則ヲ設ケ益盛大ナラシメン事ヲ企望ス」と確信をもって将来の展望について語る事ができたのである。

こうした京都盲啞院の学業・工学を有機的に結びつけて展開された教育は、一八八四(明治一七)年の「諸規則」の制定で完成の域に達し、その発展のピークとなる一八八六(明治一九)年一月の「学事年報」⁽⁴⁾では、盲啞院の「学業進歩ノ状況」の項で次のように成果を誇ったのである。

学業進歩ノ状況ハ年ヲ逐テ上進シ按絀術ノ如キハ学ニ古来ノ同業者ヲ超越シ其卒業シテ開業セシモノハ皆世人ノ好評ヲ得テ大ニ繁昌セリ音曲亦其技ヲ進メ既ニ在学中ノ生徒ニシテ間々従来ノ音曲師家ヲ庄倒スルモノアルニ到ル其他紙燃細工彫鐫店和木指物等ハ其精巧ヲ究ムル事ハ現ニ売品ノ盛ナルヲ以テ証スベシ又盲啞普通学専脩学共ニ大ニ実功ヲ顯シ不具者ト雖モ普通ノ知識ニ乏シカラスシテ頗ル世間ノ景況ヲ熟知スル事往々人ヲシテ驚歎セシムル事アリ其學術中盲ノ和歌啞ノ書画ノ如キハ進歩ノ著シキモノナリ以上ノ実績ハ明治十七年英国倫敦大博覧会へ出品モノニ金牌ヲ得北亜ルイシヤナ洲博覧会へモ同シク出品セシニ好評ヲ得シ事ハ官報ニ見ユルヲ以テ証スベシ

- (1) 前出、『百年史』の「学則」三二二―三二八頁。
- (2) 同前、六九頁。
- (3) 前出、拙稿 三一〇頁。
- (4) 前出、『百年史』四三頁。
- (5) 同前、四七頁および前出『成立』三二九頁には、親が朝早く職業に出て盲女児を家に一人閉込めている例が示されている。

る。

- (6) 同前、四八頁の注98によれば、約六〇人が利用したとある。
- (7) 前出、『明治十一年盲啞学校設立一件』(『京言文』NO・8)
- (8) 前出、『百年史』三〇四頁。
- (9) 同前、三〇六頁。
- (10) 同前、三〇七頁。
- (11) たとえば、「看護人心得」の第三条と第四条には「生徒食堂ニ就クトキハ湯茶ヲ与へ食具ヲシテ錯乱ナカラシメ禁止ラシテ静隠ナラシムルヲ要ス」「生徒遊具ニ就クトキハ各員設置ノ本旨ニ遵ヒ其智見ヲ開導セン事ニ注意スヘシ」とある。同前、三〇八頁。
- (12) こうした介助者制度を実施した背景に、天賦人権論に基づくものであれ、東洋思想に基づくものであれ、古河達の生徒への深い愛情があったことを強調しておく必要がある。そのことは、盲啞院設立時からの「校則」等に表われているが、一八八四年の「諸規則」でも「院守心得」で「院守ハ専ラ院内ニ於テ火災盜難等ノ患害ヲ予防スルニ注意ハ勿論凡テ院内ヲ清潔ニシ且ツ懇信ヲ以テ生員ニ接スル事ヲ要ス」としていることや、「看護人心得」で「遊歩場及溜所トモ専ラ生徒心得ノ条件ヲ守ラシメ其外生徒遊歩中苟クモ危険ノ状アルヲ見ルトキハ直ニ之レヲ制止スヘシ若シ看護ノ怠リヨリ生シタル過失ハ其責全ク看護人ニ在ルヘシ、然リト雖モ之レヲ制止スルニ必ス過嚴ナルヘカラス」としていることに示されている。同前、三一五頁。
- (13) 第五十二条は「専脩科ヲ脩メントスル者ハ普通科卒業ノ者若クハ之レニ準スル学力ヲ有スルモノタルヘシ」とある。
- (14) 前出、拙稿、二八八―九一頁。
- (15) 前出、『百年史』六四―六五頁。一八七八年六月調査は、「明治十一年七月盲啞授職之儀伺」付録資料(『京言文』NO・19)、一八八〇年五月調査は、「盲人職工生名簿」「啞人職工生名簿」(同前、NO・26)
- (16) 表3に示したように、盲啞院が調査(一八七八年七月)した市内職種別平均賃金は二〇銭前後であり、月平均五円前後と推定されるので四円未満を低収入層とした。
- (17) 三等貸費生の貸与額に相当すると思われる。
- (18) 前出、『百年史』四七―四八頁。
- (19) 同前、三五頁。
- (20) 同前、五九頁。

- (21)(22) 明治十一年七月「伺」(『京盲文書』NO・19)
 (23) 同前、NO・19。この他に「標綱細、サ、ラ、硝子指り、本地盆磨キ、メリヤス、三味線銅磨キ、元結襪、瓢磨キ、竹皮伸、組紐」が「薄利ナレハ詳細記スルニ及ハス」とされている。
 (24)(25) 同前。
 (26) 同前、また前出『百年史』五九頁の注8によれば「今も寺町姉小路角に香具筆墨の店を構える鳩居堂は明治維新の府の行政、特に教育面で積極的に協力した」とされる。
 (27) 『京盲文書』NO・19、および『百年史』六〇頁。諸調査の内訳は「市中之盲聾既ニ就職者一ヶ月平均得分高及年齢表」「市中之盲聾無職者年齢表」「盲聾学年及工業年限表」「工業授業中給費及納資表并規則」「授職見込賃金及教師雇入月給表」である。
 (28) 同前。
 (29) 同前史料の注記。
 (30) 前出、『百年史』三〇九頁。
 (31)(32) 同前、六四頁。
 (33) 同前、六五頁。
 (34) 前出、『京盲文書』NO・34A。
 (35) 『創業廿五年紀念明治卅三年末調東京盲聾学校沿革略』四二頁。
 (36) 各年「学事年報」より。
 (37) 明治十三年九月「伺」(『京盲文書』NO・21)
 (38) 明治十三年六月仮定「盲聾院規則附録工場規則」第五条にこの規定がある。『百年史』三〇九頁。
 (39)(40)(41) 明治十四年七月二〇日「就工学生之儀ニ付伺」(『京盲文書』NO・32)
 (42) 『京盲文書』NO・30
 (43) 同前、NO・62

四 就学保障の打切とその影響

京都盲聾院の先駆的かつ独創的な就学保障の展開が、実際に就学生徒を増大させ、さらに大きな教育成果を挙げていることは前項までに示してきたが、この就学保障は、一八八六年三月、盲聾院の財政難が直接の原因で全面的に挫折する。

表7は、京都盲聾院の財政収支状態の推移を示したものであるが、一八八五(明治一八)年までの収支とそれ以降の収支とは、規模も質も異なることが明瞭であろう。すなわち、一八八五年までは、収入においては四千元以上、支出においてもほぼその水準以上を維持していたのが、財政危機が表面化する一八八六年には、収入は僅か二二〇円、支出も三六〇〇円に切りつめられる。一八八七(明治二〇)年以降、必死の財政再建が試みられるが、一八九四(明治二七)年に至っても、以前の収支規模を回復することはできなかったのである。

また収支の内容に立入って検討するならば、一八八五年まではまず収入においては、「府庁配布金」が最も大きく、⁽¹⁾ついで一八八三年までは町組からの「協議集金」、翌年からは「生徒製品売却金」がこれに続く形となっている。公的補助を柱として、地域の援助および「生徒工業上ヨリ多少ノ利益ヲ生マシメ院費ノ幾分ヲ補助セシメン」⁽²⁾とする独特の工場経営よりの収入がその内容であった。また支出については、教職員の給料が最大であることは当然であるが、「生徒送迎車費」「工学生徒食費」「入舎生徒貸費」などの生徒費がこれに次ぎ、さらに「生徒製品元種購入費」が四一六〇〇円台、「器械模倣費」「什器雑具費」「書籍費」が二一三〇〇円台というように、生徒の就学保障と工学場を含む盲聾院の教育内容を充実させるための費用が大きな比重を占めているのである。ところが、一八

表7 京都盲啞院収入支

		1881年	1882年	1883年	1884年	1885年	1886年
収 入	前年度繰越金	4,910	266	73	628	911	139
	積金利息	147	96	96	96	288	
	寄附金	895	62	49	33	17	46
	協議集金		637	372	269		
	府庁配布金	1,567	3,074	3,588	3,380		
	同上工学場関係	2,574					
	生徒製品売却金	207	302	325	1,023	758	
	諸入金	147	36	25	18	5,015	7
	借入金	1,223					
	授業料					14	28
計		11,670	4,473	4,528	5,447	7,003	220
支 出	教員給料	1,201	85	198	186	804	660
	同上工学場関係	537	1,018	1,032	1,156	826	1,137
	職員給料	126	752	518	601	673	679
	諸給料	697					
	同上工学場関係	255					
	教員旅費		21	6		6	
	借地借家費						
	書籍費	16	34	29	54	117	245
	器械模型費	220	146	148	226	87	
	什器雑具	92	119	59	90	51	
	生徒製品元種購入費	564	580	455	663	614	
	炭油費	59	178	177	161	140	
	建築營繕費	2,203	180	98	176	162	63
	諸雑費	8	65	187	233	161	908
	生徒送迎車費		366	333	324		
工学生徒食費		381	352	322	1,126		
入舎生徒貸費		662	298	331			
郵便税		2	4	7			
計		5,978	4,589	3,894	4,530	4,767	3,692
収支差		5,692	(-) 116	634	917	2,236	(-)3,472
積立金		5,900	5,941	5,941	5,941	5,941	

(注) 1) 各年京都盲啞院「学事年報」より集計。
 2) 10銭以下切捨。
 3) 1886年、1887年の積立金は不明であるが、文部省からの基本金各5,000円つづが償増されている

出の推移(1881—1894年)

単位：円

1887年	1888年	1889年	1890年	1891年	1892年	1893年	1894年
					451	10	
626	1,134	615	1,066	1,101	1,105	1,307	1,590
57	264	274	401	48	873	498	265
			市補助金	350	350	350	
663	313	549	139	90	52	77	110
20	88	115	124	159	177	203	235
1,366	1,799	1,553	1,730	1,748	3,008	2,445	2,200
	264	80	672	777	780	780	804
} 838	1,064	661	717	620	645	653	690
35	26	114	78	41	36	33	36
61	76	102	67	59	79	309	105
432	370	178	150	251	244	269	268
		20					
1,366	1,800	1,155	1,684	1,741	1,784	2,044	1,903
0 (-)	1	398	46	7	1,224	401	297
	15,174	17,619	17,619	23,994	25,119	26,948	27,007

と推定される。(前出、『百年史』74頁を参照)

八六年の財政危機以降数年間は、公的補助が完全に途絶えるとともに寄附も僅かとなり、「積金利子」と「諸入金」に頼る形となる。一八九一（明治二四）年からは市からの補助金が出るようになるが、地域の有志により積増された積立金利子と寄附金により支えられるという性格に変化していることは疑いないのである。これに依りて支出もほとんど人件費に限られ、生徒の就学保障に関するものは全くなく、教育器械等の購入もきわめて僅かなまま推移するのである。財政収支の内容からも一八八六年を境に、京都盲啞院の先駆的障害児教育は一応「挫折」したとしなければならぬ。そしてその最大の原因は、「松方デフレ」による地方財政の悪化を背景としつつ、それまでの柱であった公的補助が打切られたことであった。

しかしむしろここで強調しておかなければならないことは、「松方デフレ」にもかかわらず、八六年初頭までともかくも盲啞院の経営は、質を低めることなく維持されたという事実である。これは、京都盲啞院が府立として設立されたため、寄附金が不況下で激減するという事態の中でも、「普通学科教員ハ多クハ学務課ヨリ兼任シテ府原金ヲ以テ俸給シ」たり、「十四年一月ヨリ六月迄本府勸業課ヨリ毎月金貳百五十拾円ツム七月ヨリ己後ハ毎月金参百円ツム補助金トシテ回金」といったことがまがりなりにも可能だったからである。東京の楽善会訓盲院が寄附金だけに頼っていたため不況の影響をまともに受け、早くから危機に瀕していたのとは対照的といえよう。また国庫補助を恒久的に確保することはできなかったとはいえ、知事をはじめとする府関係者の盲啞院維持についての政府への働きかけの努力も大きく、一八八四年度・八五年度には、それぞれ四四〇〇円、三七五〇円の「賦金」の使用を認めさせ財政危機を一時的にせよ乗切ったのである。府立であったことの意味は大きかったとしなければならぬ。

第二には、工学場の開設により生徒製品の売却金が増え、一八八四年には一〇三円にも上っていたことである。もちろんこれは工学場関係費全体をまかなうには不足する金額であるが、盲啞院財政の危機を一挙に表面化させない方向で作用したことは疑いない。職業教育と就学保障を結びつけ、かつ運営は独立採算をめざすという独特な工学場の経営も、一八八六年初頭まで盲啞院を維持・発展させた一つの要因であったと思われる。しかし、府財政の逼迫から補助が打切られ、「賦金」の使用も許されないという状況の下で、盲啞院の財政は一挙に破綻に向う。古河らの給料は八六年一月から文部省から支出されることになり「廢院」は免れたものの院の大幅縮小を余儀なくされたのである。

一八八六（明治一九）年四月一日、盲啞院の縮小は断行される。それは徹底を極めたものであり、『百年史』は次のように記している。

會長近藤重郎右衛門他看護人二名、小使一名依願職務差免、豊田脩造按鉞引立掛他各引立方五名および用掛三名手当全廢、音曲科晴眼生通学差止、生徒十一名送迎車廢止、生徒十四名貸費打切り、九月末三等助教諭宮川為行他二名依願職務差免、用掛井上順之助他七名減給、十月末府属松本秀三郎は女学校詰を申付、書記富敦榮依願職務差免、十八年天長節に参賀した二十五名（他に欠席二名）の教職員は十九年の同日十三名と半減していた。この年四十三名の生徒が退学、寄宿舎も付屬地から在来校地に移転、減員の看護人に代って指導のため古河は住居を院内に移した。

古河らが苦心して編み出し、一八八四年の「諸規則」で体系化された就学保障は、みるようにことごとく廃止されたのである。障害児教育には不可欠な「看護人」という介助者制度の大幅縮小、通学確保のための送迎車廢止、「赤貧」生徒の就学にとっては死活的意味をもつ貸費制度の廢止、さらには教育そのものが成立するかどうかに直接かわる教職員的大幅減員等、京都盲啞院が内外に誇った教育体系・就学保障体系は、無残にも崩壊したのである。

では、就学保障制度の廢止は、生徒にどのような深刻な影響をもたらしたか。三月三〇日、盲啞院は貸費生の保護

者の所在する郡役所等に貸費制度の打切を通告し、郡費で補助するか、それができない場合は自費で入舎を継続するか、生徒を引取るかの選択を迫り、四月一四日にも、再度次のような通達を⁽¹⁰⁾発している。

第四十四号・四十五号

過ル三月三十日付ヲ以テ今回本院貸費生相廢候就而ハ自費入舎可致乎右モ無之候得ハ一ト先為迎父兄親族之者出院候様御部下(丹後中郡新町村山本タメ・丹波天田郡額田村田中嘉助)へ通達方之義御依頼申上候通り経費上実ニ不得止義ニ有之候得ハ差支候ニ付至急何分之義相決候様今一応御通達御取計之上乍御手数教至急何分之御回報被下度特ニ及御依頼候也

十九年四月十四日

盲啞院

中郡役所

天田郡役所 御中

すでに三月三〇日付の通達で突然事態を知った親族の困惑は大きく、郡役所を通じて次のようなぎりぎりの対応を⁽¹¹⁾すべく盲啞院に伺い出ている。

中庶第五〇号

去月三十日付ヲ以貴院改革ニ付貸費廢止相成候ニ付而者本部新町村山本たき長男兵吉郡費ヲ以補助可致額又ハ不得止次第ナレバ親族之者迎トシテ出京可為致旨親々御照会之趣了承然ル処方今郡費ヲ以補助之道無之不得止親族之者迎トシテ出京可致様示論為致候処親族ニ於テモ今日退院為致候而者是迄ノ修業モ水泡ニ帰スヘク然リト雖自費ヲ以修業為致候資力モ無之乍併水泡ニ帰スルハ遺憾ニ不堪儀ニ付貴院最下等一ヶ月賄料其他諸費共何程ノ事ナル頃金額ニ因テハ□□時之処ナリ共自費ヲ以修業為致度申出候ニ付乍御手数教一ヶ月諸費最下等之分詳細御報送相成度此如及御依頼候也

明治十九年四月十三日

中郡役所

盲啞院 御中

「退院為致候而者是迄ノ修業モ水泡ニ帰スヘク然リト雖自費ヲ以修業為致候資力モ無之」という親族の苦惱は、資力がないため貸費をうけていた者に共通していたと思われる。これに対して盲啞院も財政難から貸費を継続することはできないとしつつも、「如貴命今半途ニシテ退院為致候而ハ是迄ノ教育モ水泡ニ属シ遺憾無限此事ニ存候就而ハ一ヶ月分費用十分ノ節減ヲ致候而別紙之通りニ有之候間何卒親族ノ者ニ補助いたし呉様御説諭之義可然御取計被下度⁽¹²⁾」と苦渋にみちた返答を行っている。貸費制度の廃止は、「資力乏シキモノ」を直撃してその就学を妨げたとともに、京都盲啞院設立の「御趣旨」である「必無力者ヲ扶助シ就学ナサシムルノ計ヲ尽サスンハアラサルナリ」という理念をも崩壊させたのである。

事実、一八八六年以降、表8に示したように退学者が相次ぐ。一八八一(明治一四)年から八三年までの中途退学者は毎年一〜二名とごく僅かであり、卒業生も順調に送り出すことができたのである。ところが貸費制度をはじめとする就学保障が打切られた一八八六年には一挙に四三名という大量の中途退学者が出る。これは、一八八七年一月調の「学事年報」に「半途退学ノ過多ナルハ規則改正ニヨリ貸費ヲ廃スルカ故ナリ」とあるように、就学保障打切の直接的結果であった。その後も中途退学者が大量に出る年が多く、年々の卒業者数を大幅に上回る状態が続いている。この結果、表6に示したように、一八八九(明治三二)年には生徒数七五名と最盛期の半分の規模にまで陥込み、その後も長くこの規模を回復できなかったのである。

就学保障の打切と授業料の徴集⁽¹³⁾という生徒および出身家庭に対する経済的重圧は、中途退学は免れ、なお在院する

表8 京都盲啞院入学者数・中途退学

	入 学 者 数							中 途	
	盲		啞		計			盲	
	男	女	男	女	男	女	計	男	女
1881年									
82									
83									
84									
85									
86	4	2	3	1	7	3	10	4	7
87	6	1	2	2	8	3	11	—	—
88	4	5	2	1	6	6	12	11	3
89	7	—	10	—	17	—	17	1	—
1890	7	—	7	3	14	3	17	—	1
91	8	—	8	8	16	8	24	—	2
92							24	7	4
93	7	4	7	4	14	8	22	4	—

(注) 各年「学事年報」によるが、1881—83年の中途退学者数は、明治十八年「学務課往復文出」(『京盲文

表9 京都盲啞院生徒日々出

	盲 生						尋 常 男
	尋 常 科		専 修 科		計		
	男	女	男	女	男	女	
1881							
82							
83							
84							
85							
1890	71.0	—	39.0	74.1	46.3	74.1	67.6
91	82.8	—	47.8	64.5	55.8	64.5	72.3
92	84.1	—	60.4	65.3	66.5	65.3	59.8
93	72.8	85.0	50.9	65.8	58.5	68.3	74.1
94	93.6	92.5	68.5	75.0	78.4	77.1	74.4

(注) 1) 1881—1885年は各年「学事年報」より、1890—1894年は各年12月末「生徒調査表」より算出。
 2) 1881—1885年は各年の平均日々出席率であり、1890—1894年は各年の12月中の平均日々出席率で
 3) 空欄は不明のため。

者数・卒業者数の推移 (1881—1893年)

単位：人

退 学 者 数					卒 業 者 数						
啞		計			盲		啞		計		
男	女	男	女	計	男	女	男	女	男	女	計
				2	5	—	4	—	9	—	9
				1	5	—	4	—	9	—	9
				1	6	—	10	—	16	—	16
					5	—	10	—	15	—	15
					8	—	10	—	18	—	18
19	13	23	20	43	4	1	—	—	4	1	5
1	—	1	—	1	5	—	3	2	8	2	10
5	4	16	7	23	—	—	1	—	1	—	1
5	4	6	4	10	—	3	3	—	3	3	6
2	—	2	1	3	2	—	—	—	2	—	2
3	1	3	3	6	2	1	—	—	2	1	3
8	3	15	7	22	4	2	2	—	6	2	8
5	3	9	3	12	2	2	3	1	5	3	8

出』No.54)による。また、1892—93年の入学者数は各月「事務報告」より集計した。

席率の推移 (1881—1894年)

単位：パーセント

科	啞 生				合 計			
	専 修 科		計		男	女	計	
	女	男	女	男				
							89.7	
						98.4	73.2	88.3
						85.1	76.2	81.9
						80.2	70.8	76.7
								77.6
	46.5	85.7	63.3	72.2	51.1	60.0	64.7	61.4
	64.9	73.8	42.9	72.5	62.4	64.8	63.3	64.4
	73.5	80.8	—	62.1	64.3	63.9	64.8	64.1
	80.3	99.0	52.5	77.0	77.1	70.0	73.0	70.9
	82.3	97.5	100.0	76.3	83.4	77.1	80.2	78.0

ある。

生徒にとっても大きかったと思われる。表9は、生徒の日々出席率の推移を示したものであるが、就学保障が展開していたときの高い出席率と、打切られて以降の出席率の陥込みはあきらかであった。寄宿舎の縮小・移転が出席率を低めたことは勿論であるが、舎費や学費を得るために欠席せざるをえない生徒も多かったと推量される。先駆的かつ独創的な就学保障が展開したときの京都盲啞院生徒数の著しい増大と高い出席率、それが崩壊したときの生徒数の激減と低い出席率という事実こそは、障害児教育が如何なる条件の下で発展し、如何なる条件が失われたとき崩壊するかを鮮かに示しているといえよう。

- (1) 府庁配布金は一八八三年で打切られており、八四年の三、三八〇円と、八五年の諸入金五、〇一五円は、内務省から使用を許可された賦金と考えられる。(一八八五年「学事年報」『京言文書』NO・55)
- (2) 同前、NO・55
- (3) 諸入金には「雑納金」雑収入、工賃、土地賃貸ノ三項ノ合計金額ナリ(一八九一年「学事年報」『京言文書』NO・106)とあることから、生徒製販売上金も含まれていると思われる。
- (4) (5) 前出、NO・55
- (6) 前出、『成立』三六四頁。
- (7) 府はこの他にも「万一僅か経費ノ為閉院ニ至ラシムルハ多年ノ功ヲ一貫ニ欠キ將ニ立タントスルノ難人ヲ捨テ其不幸ヲ他府県ニ及ボスノミナラス第一厚キ聖旨ヲ空シウシ奉リ遺憾難耐候就テハ重テ別紙ノ通り内務大臣へ相伺候処向フ二ケ年間五千円ツツ下付ノ義開届相成候」(明治一九年知事より文部大臣宛「盲啞院経費之儀ニ付御伺」(鈴木力二「古河太郎と京都府盲啞院」所収、また『京言文書』NO・47)とあるように、盲啞院再出発の基礎となる基本金一万円を内務省から支出させることを認めさせた。
- (8) 一八八八年一月「学事年報」(『京言文書』NO・78)によれば、「大ニ費用ヲ省キ尚俸給ニ苦シム処アツテ不得止院長外教員四名ハ文部省ノ判任及雇吏トナリ本院ニ兼務ス其它工学科教員及本院雇給及諸費ハ府庁補助ナキヲ以テ姑ラク本院備付金ノ利子製販売却金及有志寄附金等ヲ以テ稍クニ支弁ナスト雖モ現在ノ景状ニテハ迎モ費途ノ見込乏シキヲ以テ大ニ苦慮シ将来確立継続スヘキ方法ヲ汲メトシテ需ムル所ナリ」とある。

- (9) 前出、『百年史』七五頁。
- (10) 盲啞院より中郡役所・天田郡役所宛「通達」(『京言文書』NO・58)
- (11) 中郡役所より盲啞院宛「伺」(同前)
- (12) 盲啞院より中郡役所宛「回答」(同前)
- (13) 前出、『百年史』四八頁。
- (14) 前出、『京言文書』NO・78
- (15) 授業料は、これまで管外生に三〇銭課せられていたが、一八八八年度より管内生にも二〇銭が課せられた。(前出、『百年史』七五頁)

五 まとめにかえて

京都盲啞院は、早くから小学校への全員就学を目ざすという京都市中の文化的水準の高さを背景とし、地域の支援および府という公共団体が経営に責任をもつことで「発展」してきた。しかし、「松方デフレ」による地方経済の疲弊という事態の中で、町組の「協議集金」は打切られ、寄附も大幅に減少し、府からの財政支出も一部の人件費以外途絶えることにより閉院の「危機」に直面する。勿論、すでに検討したように府も、盲啞院維持のために内務省や文部省に強く働きかけ、内務省からは「賦金」の使用を認めさせることで一八八四・八五の両年度を乗り切り、一八八六年一〇月からは古河ら五人を文部省属および雇とさせることに成功したことで閉院を免れたのである。閉院を免れたという意味では、政府・文部省の公的援助は大きかったとしなければならぬであろう。

しかし問題は、文部省の公的援助が、普通科教員の給料を肩代りすることに限られていたこと、つまり閉院だけは免れさせるといふ水準に限られていたことである。府は度々文部省に対して「府立盲啞院維持難相立候ニ付過般資本

金下付之儀内務省へ相伺候処十九二十年度ニ於テ金五千円ツツ下付方被聴届候ニ付右ヲ以テ該院基金ニ積立其利子倍殖ヲ計リ之ヲ以テ通常経費ニ相充度依テ将来其ノ費途相立候迄年々金参千円宛御補助相成度⁽¹⁾と積立金利子で経費がまかなえるようになるまでの経常費補助を願っているが、結局認められなかった。むしろ文部省は、普通科教員の給料を肩代りするに当って、院の大縮小を求めたのである。府知事は、文部省の補助を願う「盲啞院経費之義ニ付文部省学務局長へ御照会要求」の中で、「主務員へ垂示相成候趣モ有之委曲承知致シ候就テハ此際ニ於テ第一同院教育ノ計路ニ向テ殊ニ内部ノ改正ヲ謀リ従来ノ盲啞ニツキ殆ント高尚ト認メ候学科工業等夫々組織ヲ改正可致ハ必要之儀ニ有之随テ経費モ非常ニ節減相加種々為取調候⁽²⁾」と述べており、暗に文部省が京都盲啞院の教育を「高尚」として批判していたことを窺がわせるのである。

では、何故文部省は、京都盲啞院の教育を「高尚」として院費の節減を求めたのであろうか。現在のところそれを直接示す史料はないが、次の点を状況証拠として提出しておきたい。

第一は、一八八五（明治一八）年、東京の楽善会訓盲院が財政難から文部省の直轄校となるが、翌年七月に改定された「訓盲啞院規則⁽³⁾」には、京都盲啞院の一八八四年「諸規則」にみられたような生徒送迎車についての規定も、貸費制度に関する規定もないことである。文部省が「此ノ種ノ学校ノ模範ヲ示スハ学事上一要件⁽⁴⁾」として国立に移管した訓盲啞院においてすら実施していないような京都盲啞院の就学保障制度は、文部省にとっては「高尚」と映る以外にはなかったであろう。就学保障制度が障害児教育にとっては死活的意味をもったにしても、文部省の「模範」を超えている以上、「高尚」なものとして退けられたのである。

第二はこのことと関連して、この時期の文部省には、障害児を国民教育の一環として教育しようとする方針がまだ欠如していたことである。京都盲啞院が院院の「危機」に直面していた一八八六（明治一九）年、「小学校令」が制定されるが、その中で「疾病家計困窮其他止ムヲ得サル事故ニ由リ児童ヲ就学セシムルコト能ハスト認定スルモノニハ府知事県令其期限ヲ定メテ就学猶予ヲ許スコトヲ得⁽⁵⁾」として、全ての障害児を「疾病」の中に含めるとともに、貧困児童ともども「就学猶予」という形で学校教育から事実上除外してもよい規定を設けたのである。貧困盲聾生徒を対象とした貸費制度、さらには送迎車や看護人の配置という障害児に対する就学保障制度は、当時の教育政策に照らしても「高尚」と位置付けられる他はなかったと思われる。

京都盲啞院での先駆的就学保障の展開とその「成功」の歴史的意義は、障害児の側に立ったすぐれた教育理念と、これを具体化するための公的保障、さらには地域の支援という条件が整えば障害児教育は発展することを、一八八〇年代という全国的には障害児教育が全く未発達な時代環境の中で示したところにあった。と同時に、一八八六年という時点でそれが挫折しなければならなかったことは、全体として遅れた障害児教育の枠内に京都盲啞院の教育も引ずり下されたことを意味していたといえよう。京都盲啞院の実践を全国に広める方向ではなく、それを「高尚」として文部省の「模範」校の水準にならす方向で結着をつけさせられたことこそは、当時の日本の障害児教育政策の性格、および「文明」の水準を端的に示しているのである。

- (1) (2) 『盲啞院経費之義ニ付文部省学務局長へ御照会要求』（前出、鈴木力二『古河太四郎と京都府盲啞院』五九一六〇頁、『京盲文』NO. 47）
- (3) 『東京盲学校六十年史』（一九三五年）一五九—一六六頁。
- (4) 『文部省第十三年報』三六頁。
- (5) 文部省『特殊教育百年史』（東洋館出版一九七八年）五〇五頁。